

## 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業者への 家賃等助成事業について （グループホーム利用者向け案内）

認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）は、特別養護老人ホーム等に入所した場合の収入等による居住費・食費の軽減制度がないものとされています。

川崎市では、令和3年3月からグループホーム事業者への家賃等助成事業を実施することで、グループホームへの入居が必要な低所得者に対する家賃等を助成し、経済的負担の軽減を図ることとしました。

助成は、対象のグループホーム事業者に市から助成金を交付し、入居者への家賃・食費・光熱水費を軽減することにより実施します。

### （1）当事業の対象者

当事業の事業者登録を行っている川崎市内のグループホームを利用し、次の①又は②の要件をすべて満たす方。（川崎市の被保険者に限ります。）

①	<ul style="list-style-type: none"><li>介護保険料を滞納していないこと</li><li>市区町村民税世帯非課税であること</li><li>年間の収入が単身世帯で150万円以下(世帯員1人増毎に50万円加算)であること</li><li>預貯金等の額が単身世帯で350万円以下(世帯員1人増毎に100万円加算)であること</li><li>活用できる資産がないこと</li><li>負担能力のある親族等に扶養されていないこと</li></ul>
②	<ul style="list-style-type: none"><li>介護保険料を滞納していないこと</li><li>市区町村民税世帯非課税であること</li><li>世帯の実収入見込額が、生活保護法に規定する基準生活額（第1類、第2類及び障害者加算を合算した額）に満たないこと</li><li>預貯金等の額が単身世帯で300万円以下(世帯員1人増毎に150万円加算)であること</li><li>居住用及び収入を得るため以外の土地・建物を所有していないこと</li><li>市区町村民税、健康保険において、他世帯の課税者の被扶養者となっていないこと。</li></ul>

※生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援給付を受けている方は対象外。

### （2）軽減額の上限額

軽減額の上限	30,000円/月
--------	-----------

※グループホーム事業者が、家賃・食費・光熱水費の利用者負担額を軽減してサービスを実施します。

軽減額は上限額の範囲内でグループホーム事業者が定めた金額です。

※令和3年3月1日（3月サービス提供分）から開始します。

### (3) 事業を利用するための手続き

住所地の区役所高齢・障害課又は地区健康福祉ステーションに「負担軽減対象確認証」(以下「確認証」という。)の交付手続きを行う必要があります。

※利用するグループホームがこの事業に登録していることが条件ですので、登録の有無及び軽減額をあらかじめグループホームに御確認ください。

申請書は市ホームページに掲載していますが、その他に提出していただく書類があります。利用者の状況により異なりますので、提出書類の詳細は、事前に提出先の区役所又は地区健康福祉ステーションにお問い合わせください。

なお、確認証の交付手続きは、令和3年2月22日(月)から受付開始します。

### (4) 確認証の交付

- ・対象者要件に該当している場合、確認証を交付します。
- ・交付を受けた確認証を利用するグループホームに必ず提示してください。

#### 【当事業に関する問合せ先】

当事業への問合せについては、コールセンターで受け付けます。

**電話番号：0570-000-507**

(月～金曜日 8:30～17:15。祝日、12/29～1/3を除く。)